

国立大学法人佐賀大学と学校法人永原学園西九州大学との
デジタル人材育成に向けた連携・協力に関する協定書

国立大学法人佐賀大学（以下「甲」という。）と学校法人永原学園西九州大学（以下「乙」という。）は、デジタル人材育成に向けた教育の充実・発展に資するため、ここに連携・協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力することにより、デジタル人材育成に向けた教育体制の充実、その他教育上の諸課題に対応し、教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙が連携・協力する事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）産学官連携によるデジタル人材の育成に関すること
- （2）文系学生へのデジタル教育に関すること
- （3）AI 技術者育成に関すること
- （4）健康・福祉・医療などの社会課題解決に資するデジタル人材育成に関すること
- （5）その他デジタル人材育成に関すること

（連携・協力協議会）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する連携・協力事項を円滑に推進するため、国立大学法人佐賀大学と学校法人永原学園西九州大学との連携・協力協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た情報については、適切に管理するとともに、相手方の承認を得ずに第三者に開示してはならない。

（有効期間）

第5条 この協定は、甲及び乙の代表者が協定書に署名した日から効力を生じる。有効期間を5年間とし、両者の書面による同意に基づき更なる期間更新することができる。

（雑則）

第6条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、その解決を図るものとする。

この協定締結の証として、協定書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を所持するものとする。

令和5年12月12日

甲 佐賀市本庄町1番地
国立大学法人佐賀大学
学長

乙 神崎市神埼町尾崎4490番地9
学校法人永原学園西九州大学
学長

児玉浩明

福元裕二